

橋本市
人権に関する市民意識調査報告書

平成 23 年 3 月

橋 本 市

はじめに

21世紀は人権の世紀といわれており、人権尊重の理念の普及・定着を図り、お互いの存在や尊厳をかけがえのないものとして、すべての人の人権が尊重される社会の実現が求められています。

本市においては、「橋本市人権尊重の社会づくり条例」と「橋本市人権擁護都市宣言」を合併時の平成18年に改めて制定等を行い、また、平成20年3月には人権施策の指針となる「橋本市人権施策基本方針」を改訂するなど、市民一人ひとりが個人として尊重され、人間らしく生きていける社会をめざし積極的に取り組み、「このまちに住んでよかった」「このまちに住んでみたい」と言ってもらえるまちづくりに努めてまいりました。

しかし、私たちの周りには、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人の問題など、依然として存在し、また、社会情勢の進展に伴い新たな人権問題も生じ、人権問題の取組は多様化・複雑化しています。

こうした中、本市が推進してきた様々な取組の成果や課題を明らかにし、より一層、効果的なものにしていくための基礎的な資料を得ることを目的として、「橋本市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

今後は、本報告書に示された調査結果を人権課題の解決に向けた諸施策に生かし、差別や偏見のない、真に人権文化が創造されたまちづくりを進めて参りたいと考えております。

おわりに、この調査の実施にあたり、ご協力いただきました市民の皆様や橋本市人権啓発推進委員会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成23年3月

橋本市長 木下 善之

一 目 次

I. 調査の概要	1
II. 回答者の基本属性	3
III. 調査結果の概要	5
IV. 調査結果	15
1. 人権全般について	15
2. 女性の人権について	37
3. 子どもの人権について	47
4. 高齢者の人権について	58
5. 障がい者の人権について	69
6. 同和問題について	80
7. 外国人の人権について	96
8. 感染症（ハンセン病、HIV等）や難病等患者の人権について	102
9. 犯罪被害者およびその家族の人権について	108
10. 刑を終えた人に関する人権について	115
11. 情報と人権について	121
12. 人権課題等の解決のために	128
V. その他の回答	149
VI. 参考資料	157
意識調査票	157